

新市建設計画

～人と自然と文化がつくる「キラリと光る新中核都市」～



<平成 25 年 12 月 改定>

倉吉・関金合併協議会

目 次

I 序 論

- 1 合併の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の策定方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 新市の概況

- 1 位置と地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 人口と世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 地域の特性と新市の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

III まちづくりの基本方針

- 1 新市の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 まちづくりの基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

IV まちづくりの基本計画

- 1 まちづくりの基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 主要施策・主要事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

V 新市の重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

VI 公共的施設の適正配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

VII 財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

VIII 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

(本文中の※印の用語は、巻末の用語解説を参照下さい)

I 序 論

1 合併の必要性

(1) 住民の日常生活圏への対応

倉吉市民と関金町民の通勤、通学、通院、買物などの移動状況から、住民の日常生活圏はすでに行政区域を越えていることがうかがえます。

これに伴い、住民の行政への要求も、市町村の区域を越えたものが増えてきており、一つの市町村だけでは解決できない問題も、次第に多くなってきています。

これら住民の日常生活圏に対応した行政サービスを提供するためには、合併により効果的な行政運営を進めることが必要となります。

(2) 少子・高齢社会と中山間地域への対応

両市町は県平均を上回るペースで少子・高齢化が進んでおり、特に山間部における過疎化が進んでいます。こうした中で福祉サービスや中山間地域対策等、より充実が求められる分野については、従来の行政単位では適切な対応が難しい状況にあります。

このような共通の課題に対応するためには両市町が一定の規模を持つことにより行財政基盤の強化を図り、住民サービスの充実や安定的な供給を維持していくことが必要となります。

(3) 地方分権の進展と行財政基盤の強化

地方分権が本格的に進展し、自治体や地域の自己責任能力が求められる一方、市町村は、今後も厳しくなることが予想される財政状況の中で、高度化・多様化する住民ニーズへの対応をより一層求められることとなります。

この状況に対応するためには、合併により、自主財源*の確保を含めた行財政基盤の強化を図るとともに、行政運営の効率化を図り、行政サービスをより効率的、効果的に提供するとともに、専門部署の設置や専門職員の確保などを進め、高度化・多様化する住民ニーズへの対応を行う必要があります。

2 計画の策定方針

(1) 計画の位置づけ

新市建設計画は、第9次倉吉市総合計画及び第7次関金町総合計画を継承し、「市町村の合併の特例に関する法律」第3条第1項に基づく計画として作成するものです。

(2) 計画の趣旨

本計画は、倉吉市・関金町の合併後のまちづくりの基本方針を定め、これに基づき、ソフト事業・ハード事業を含めた新市の建設に資する主要施策・主要事業を基本計画として策定し、それを実現することにより、両市町の速やかな一体化を促進して、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るものです。

(3) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりのための基本方針、その実現に向けたまちづくりの基本計画、公共的施設の適正配置及び財政計画を中心として構成します。

(4) 計画の期間

本計画の基本方針は、長期的な視野に立つものであり、合併の財政措置期間を見据え、平成16年度から平成31年度までの間とします。

(5) その他

公共的施設の適正配置（両市町の施設の統合整備に関する方針等）については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランスさらに、財政事情を考慮しながら行うものとします。

財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積ることのないようにするものとします。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、新市において策定する総合計画に盛り込むものとします。

Ⅱ 新市の概況

1 位置と地勢

本地域は、鳥取県の中央部に位置し、東経133度49分、北緯35度25分の地点にあり、南側は岡山県と隣接しています。総面積は272.15km²で鳥取県の約7.7%を占めています。また、本地域の林野面積は、総面積の約67%を占めています。

関金町を流下する小鴨川は大山の東山麓を源とし、南東部から流下する天神川と倉吉市の上灘地区北方で合流し、日本海に注いでいます。また、小鴨川の西方には大山の火山噴火物によって形成された天神野台地や久米ヶ原台地が発達しています。

2 人口と世帯

(1) 人口・総世帯数

平成12年の国勢調査によると1市1町の総人口は54,027人で、平成7年の前回調査より2.9ポイント減少しています。総世帯数は17,812世帯と前回より1.8ポイント増加しています。昭和50年以降の推移をみると、人口は昭和60年をピークとして減少傾向にある一方で、総世帯数は増加傾向にあり、核家族化の進行がうかがえます。

図表1 人口・世帯数の推移

(単位：人、%)

	人 口						増 減 率				
	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	S55/S50	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7
倉吉市	50,785	52,270	52,351	51,834	51,107	49,711	2.9	0.2	△ 1.0	△ 1.4	△ 2.7
関金町	4,924	4,982	4,955	4,768	4,562	4,316	1.2	△ 0.5	△ 3.8	△ 4.3	△ 5.4
地域計	55,709	57,252	57,306	56,602	55,669	54,027	2.8	0.1	△ 1.2	△ 1.6	△ 2.9
鳥取県(参考)	581,311	604,221	616,024	615,722	614,929	613,289	3.9	2.0	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.3
	総 世 帯 数						増 減 率				
	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	S55/S50	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7
倉吉市	14,092	15,246	15,202	15,500	16,231	16,563	8.2	△ 0.3	2.0	4.7	2.0
関金町	1,280	1,324	1,313	1,285	1,264	1,249	3.4	△ 0.8	△ 2.1	△ 1.6	△ 1.2
地域計	15,372	16,570	16,515	16,785	17,495	17,812	7.8	△ 0.3	1.6	4.2	1.8
鳥取県(参考)	156,826	168,520	173,211	179,829	189,405	201,067	7.5	2.8	3.8	5.3	6.2

(2) 年齢別人口

平成12年の国勢調査によると、1市1町の65歳以上の老年人口は12,790人で、総人口の23.7%（鳥取県全体22.0%）を占めています。平成7年の前回調査より3.1ポイント増加しています。

また、1市1町の0歳から14歳までの年少人口は8,037人で、総人口の14.9%（鳥取県全体15.3%）と、前回調査より1.9ポイント減少しています。本地域は特に少子・高齢化が進行していることがうかがえます。

図表2 年齢別人口

(単位：人、%)

	総数	年齢3区分別人口			年齢3区分別人口割合		
		0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
倉吉市	49,711	7,417	30,644	11,620	14.9	61.6	23.4
関金町	4,316	620	2,525	1,170	14.4	58.5	27.1
地域計	54,027	8,037	33,169	12,790	14.9	61.4	23.7
鳥取県(参考)	613,289	93,584	383,921	134,984	15.3	62.6	22.0

総数には年齢不詳を含むため、年齢3区分別人口の計とは一致しない

(3) 将来人口の推計

① 総人口

平成7年と平成12年の国勢調査結果をもとに、性別年齢別5歳階級毎の人口動向を踏まえ、本地域の将来人口を予測すると図表3のようになります。

図表3 総人口の推計

(単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
倉吉市	51,107	49,711	49,175	48,538	47,800	46,965
関金町	4,562	4,316	4,207	4,088	3,971	3,861
地域計	55,669	54,027	53,382	52,626	51,771	50,826

コーホート推計（社会移動封鎖型）による値

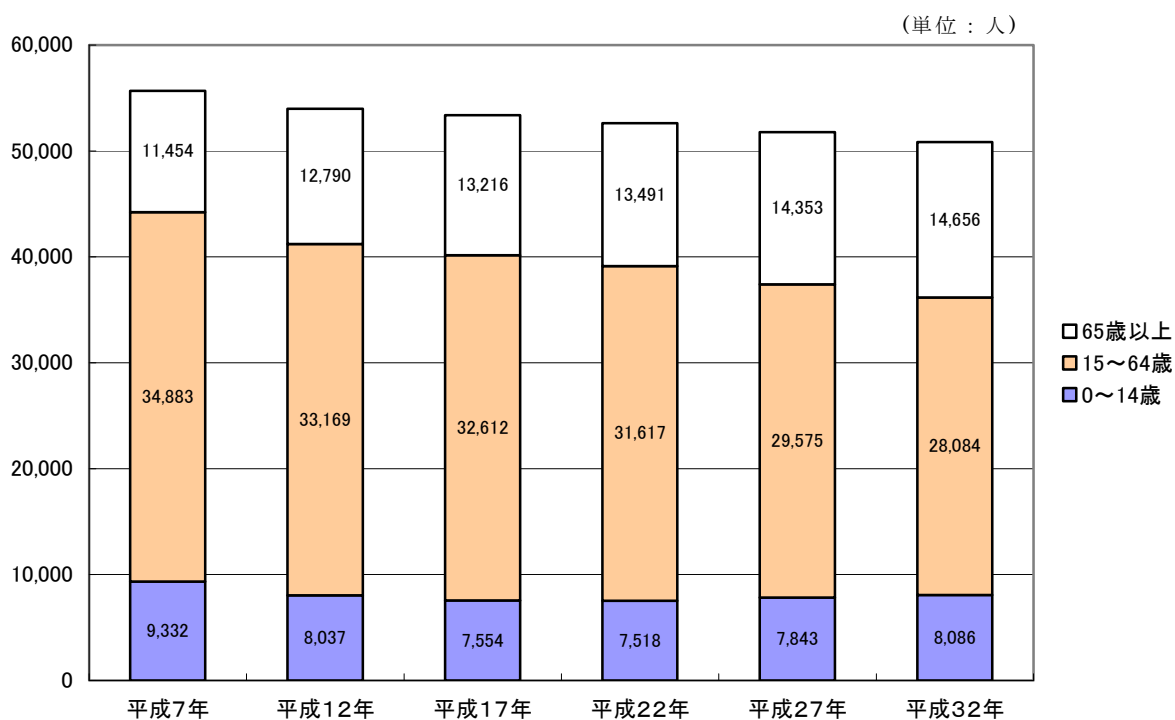
②年齢別人口

人口推計に基づき本地域の年齢別人口を推計すると図表4のようになります。

図表4 年齢別人口の推計

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		平成32年	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
0～14歳	9,332	16.8	8,037	14.9	7,554	14.2	7,518	14.3	7,843	15.2	8,086	15.9
15～64歳	34,883	62.7	33,169	61.4	32,612	61.0	31,617	60.1	29,575	57.1	28,084	55.3
65歳以上	11,454	20.5	12,790	23.7	13,216	24.8	13,491	25.6	14,353	27.7	14,656	28.8
総数	55,669	100.0	53,996	100.0	53,382	100.0	52,626	100.0	51,771	100.0	50,826	100.0

コーホート推計（社会移動封鎖型）による値



3 地域の特性と新市の課題

(1) 地域の特性

① 恵まれた自然環境

本地域の南側には蒜山三座、西側には大山山麓が連なっており、大山山麓を流れる小鴨川の源流は特産わさびの花も美しい清流の里として、一年を通じて多くの人たちが訪れます。

また、「さくら名所百選」や「日本の都市公園百選」に選ばれている打吹公園、「森林浴の森」百選に選ばれている打吹山、鳥取県の「因伯の名水(ふれあいの水辺)」として指定されている大山池などの恵まれた自然環境は、訪れた人たちの癒しの場として、また、生活の場としてさまざまな恵みをもたらしています。

② 貴重な温泉資源

本地域唯一の温泉である関金温泉は、ラジウム含有量日本第2位の温泉であり、その沿革は古く、「日本鉱泉誌」によると延暦年中(782~805)の開発とされています。

また、関金温泉は、無色透明・無味無臭のきれいなお湯の温泉としても知られており、古くから「白金の湯」の愛称で親しまれています。現在は、日帰りの温泉利用施設等、観光客や地域住民のやすらぎの場として利用されているほか、温泉を中心に、関西・山陽側からの玄関口として都市部からの交流人口を見込んだ長期滞在型の観光地づくりを進めています。

③ 多様な農林産物

大山山麓に及ぶ火山灰地帯には肥沃な畑地帯が形成されているほか、本地域を貫流する天神川水系には水田地帯が広がっています。この恵まれた自然環境に育まれて生産されるスイカ、米、梨、メロン、白ネギ、シイタケ、ワサビなどをはじめとする多様な農林産物は、品質も良く地域の特産品として多くの人々に親しまれています。

④ 豊富な歴史的文化遺産

本地域は、伯耆の国の国府が置かれた地であり、古代より政治・経済・文化の中心として栄え、国指定史跡伯耆国府跡をはじめ、数々の遺跡や名所が点在しています。また、南北朝時代からは城下町として発展し、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている白壁土蔵群は、江戸、明治期の落ち着いた風情ある町並みの面影を残しており、多くの観光客が訪れています。

⑤中部の中核都市

本地域は就業、就学の間をはじめとする生活圏としても中部の各町村からの流入人口が多く、鳥取県中部の政治・経済・文化の中核都市としての役割を担っています。

(2) 新市の課題

①地域特性を活かした産業振興

社会情勢や経済情勢の変化、住民ニーズの多様化により産業を取り巻く環境は大きく変化しており、農業後継者不足、他地域への消費者の流出、雇用の減少等の課題へ対応するため、中部の中核都市としての都市的機能の充実を図るとともに、地域の恵まれた自然環境や資源を活かし、地域の活性化につながる仕組みづくりに取り組むことが重要であります。

②中山間地域の活性化

人口の減少と高齢化が急速に進み、農林業生産の後退やコミュニティ*の維持が困難となるなど、中山間地域の維持・活性化が課題となっています。

どの地域に住んでいても、安全で快適に暮らせる環境を確保するとともに、地域住民の自主性を尊重しながら中山間地域の活性化を図ることが必要となります。

③人口減少と少子・高齢社会の進行

地域の少子・高齢化、山間部の過疎化にともなう人口減少が進み、地域全体の活力が低下しています。この動向は今後とも続くものと考えられ、就業機会の創出、就学前の子どもを安心して育てられる環境の整備や小・中学校の教育環境の整備、高齢者が住み慣れた地域で生活できる環境整備などが求められているほか、地域コミュニティの維持や地域の活性化が課題となっています。

④高度情報化社会への対応

今後、さらに高度化していく情報通信技術は、産業・経済の活性化や生活の利便性の向上、そして多様なライフスタイルの可能性を広げるなど、市民生活に多大な貢献をすると考えられます。

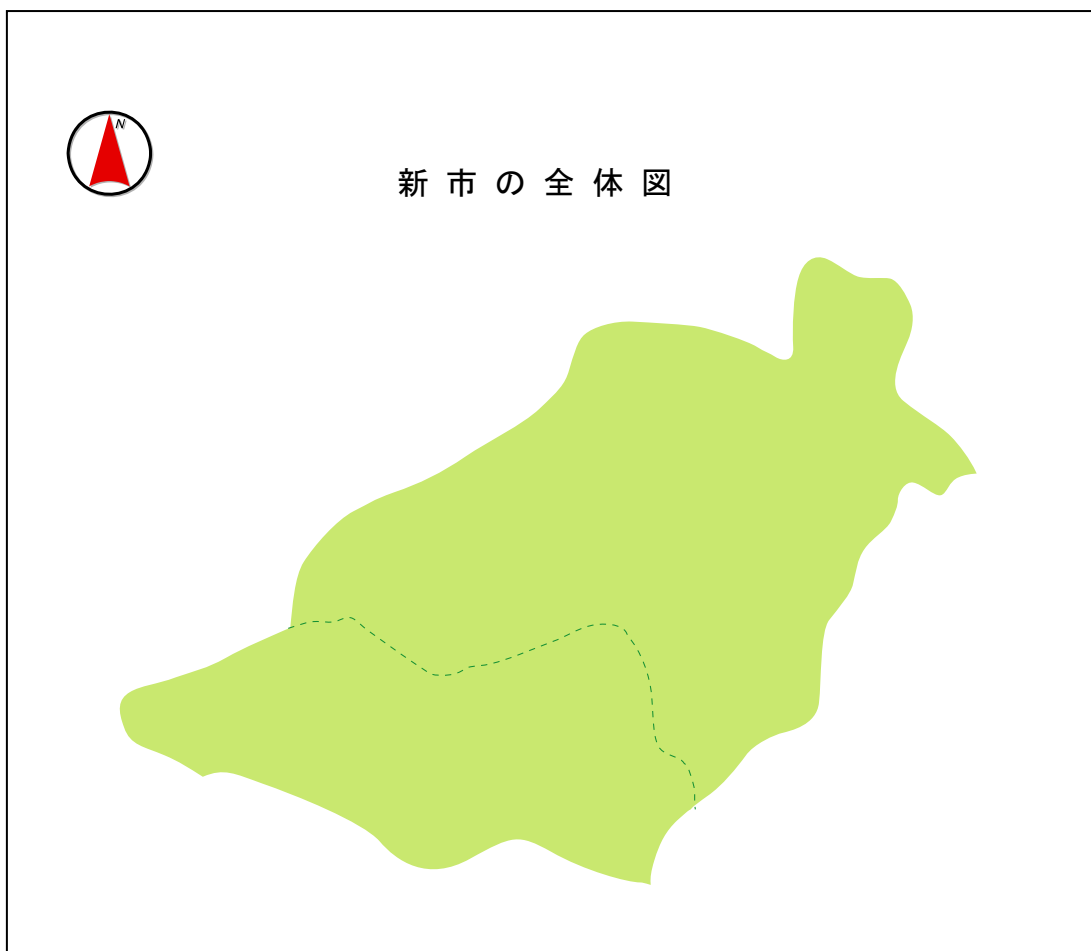
そのため、情報通信基盤等の整備を図り、さまざまな分野での情報通信技術の活用をすることにより、情報格差の解消と、住民サービスの利便性向上に努める必要があります。

⑤環境問題への取り組み

市民生活や経済活動にともなう廃棄物、地球温暖化、オゾン層破壊など、身近な自然環境から地球規模での環境について、国際的な問題として議論されています。本地域も例外ではなくこれらの問題に対して、ごみの減量化を進めるなど環境への影響を低減する資源循環型社会※の構築など、環境に配慮した総合的な取り組みが必要となります。

⑥行財政改革の推進

長引く景気の低迷などによる財政状況の悪化、生活環境の変化に伴う住民ニーズの多様化など、行政を取り巻く環境は大きく変化しています。それらの課題に対し、限られた財源の中で、住民サービスの充実や安定的な供給を維持していくためには、行財政改革の推進を積極的に進め、より効率的・効果的に行政サービスを提供することが必要となります。



Ⅲ まちづくりの基本方針

1 新市の将来像

恵まれた自然環境を活かし、倉吉市と関金町がこれまで進めてきたまちづくりの方向性を互いに尊重し、地域の歴史、文化及び伝統を継承しながら、新たな特性をもったまちづくりを進めるとともに、より自立した県中部の新中核都市づくりを目指し、次のような将来像を掲げます。

人と自然と文化がつくる「キラリと光る新中核都市」
～新市の「ブランド化」を目指して～

2 まちづくりの基本的方向

新市の将来像の実現に向け、新市における課題を解決し、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるための基本的な考え方を「まちづくりの基本的方向」として次のとおり定めます。

誰もがいきいきと安心・安全に暮らせるまちづくり

一人ひとりが地域の歴史・文化・伝統に誇りを持ち、恵まれた自然の中でいきいきと生活ができる環境を創造し、子どもから高齢者までいつまでも安心・安全に暮らせるまちづくりを目指します。

魅力と活力に満ち、交流とにぎわいを生み出すまちづくり

豊かな自然、歴史的文化遺産、多様な農林産物、温泉そして中部の中核都市などの地域の特性を新市の魅力と活力の源として、人・もの・文化等さまざまな交流を促し、にぎわいあるまちづくりを目指します。

ともに支え、ともにつくるまちづくり

誰もが住み良いまちにしていくため、まちづくりのさまざまな分野において、地域の人々の参画と自主的な活動が促進され、住民自らがともに支えあい、ともに行動できるまちづくりを目指します。

人と自然と文化がつくる「キラリと光る新中核都市」

～新市の「ブランド化」を目指して～

地域の特性

- ◇恵まれた自然環境
- ◇貴重な温泉資源
- ◇多様な農林産物
- ◇豊富な歴史的文化遺産
- ◇中部の中核都市

新市の課題

- ◇地域特性を活かした産業振興
- ◇中山間地域の活性化
- ◇人口減少と少子・高齢社会の進行
- ◇高度情報化社会への対応
- ◇環境問題への取り組み
- ◇行財政改革の推進

まちづくりの基本的方向

誰もがいきいきと
安心・安全に暮らせる
まちづくり

魅力と活気に満ち、交
流とにぎわいを生み
出すまちづくり

ともに支え、ともに
つくるまちづくり

まちづくりの基本施策

新市の重点施策

環境にやさしく快適で
安全なまちづくり

誰もが健やかにいきいきと
暮らせるまちづくり

地域特性を活かした
活力あるまちづくり

快適な暮らしと交流を
支えるまちづくり

豊かな心と文化を育む
まちづくり

ともにつくる協働と
交流のまちづくり

IV まちづくりの基本計画

まちづくりの基本方針をより具体化させるため、まちづくりの柱となる6つの基本施策を定め、それぞれにおける主要施策・主要事業を推進します。

1 まちづくりの基本施策

(1) 環境にやさしく快適で安全なまちづくり

先人から受け継がれた豊かな自然は、人々が快適に暮らしていく上でも貴重な財産です。この自然環境をこれからも守っていくため、住民と一体となり、自然と調和のとれた快適で住み良い生活環境の整備に努めます。また、災害などから住民を守り、住民が安全で安心して生活できるよう消防・防災体制の充実に向けた施策を進めます。

(2) 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

少子・高齢社会が進む中で、住民が生涯にわたり、健康で充実した生活ができる健康福祉のまちづくりを推進するため、地域福祉の充実や高齢者福祉対策を推進するとともに、子どもを安心して産み育てることができる子育て支援策を図り、子どもから高齢者まで健やかにいきいきと暮らせる施策を進めます。

(3) 地域特性を活かした活力あるまちづくり

住民の豊かな生活を支えるためには、活力ある産業の振興が必要です。恵まれた自然環境や地域資源を活かし農林水産業、商工業、観光をはじめとした産業の振興を図り、雇用確保による若者の定住を促進するとともに、中部の中核都市としての機能を強化し、地域産業の活性化につながる施策を進めます。

(4) 快適な暮らしと交流を支えるまちづくり

住民の日常生活を支え、地域間の交流を促すため、道路網の整備・情報基盤整備などをはじめ、住民の快適で利便性のある暮らしを支える基盤づくりを進めます。また、鳥取県中部の玄関口として交流を促し、にぎわいあるまちづくりを支える施策を進めます。

(5) 豊かな心と文化を育むまちづくり

心豊かな人づくりを進めるため、学校教育はもとより、生涯にわたって学習できる機会の提供を進めるとともに、人が人として生きるための人権尊重のまちづくりの実現に向けた施策を進めます。また、古くから受け継がれた地域の伝統・文化を継承・育成し、次代を担う子どもたちの創造性を育むための施策を進めます。

(6) ともにつくる協働と交流のまちづくり

さまざまな分野において、住民の主体的な参加によるまちづくりを進めるため、住民が自ら考え、行動する自主的な取り組みを支援する施策を進めるとともに、地域間における交流や国内外の交流が促進されるよう、住民のボランティア活動やNPO※活動などを支援する施策を進めます。

また、行財政改革の視点に立ち、行財政基盤強化や行政運営の効率化を総合的に進めます。

2 主要施策・主要事業

(1) 環境にやさしく快適で安全なまちづくり

①自然環境保全対策

豊かな自然環境との共生を基本とし、環境保全活動を推進するとともに、水源のかん養*など森林や河川等の持つ多様な機能を活用し、自然の豊かさを実感できるまちづくりを行政と住民等が協働*しながら推進します。

②ごみ減量化対策

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造は、将来に向け様々な問題を残すものです。次世代に健全で、恵み豊かな環境を継承していくには、持続的発展の可能な循環型社会への転換が必要となっており、ごみ減量化、リサイクルの推進、再生商品の需要拡大、産業廃棄物対策など、住民、事業者等と行政が一体となった取り組みの一層の強化に努めます。

③上水・下水道の整備

今後も安全で良質な水の安定供給を行うとともに、水需要の増加への対応や災害時における適切な対応ができるよう、水道施設等の整備・拡充、水源の安定確保、水質管理の強化、水資源の保全等に努めます。また、下水道については、快適な生活環境の実現、公共用水域の水質保全を図るため汚水処理施設のより一層の効率的かつ適正な整備を進めるとともに、公共下水道事業、集落排水事業、浄化槽設置推進事業等の区域の見直しも含めた十分な連携・調整に努めます。

④消防・防災体制の充実

地域防災計画を基本とし、計画的に消防防災施設の整備を図るとともに、行政及び防災関係機関との連携強化、総合防災訓練の実施、消防組織及び地域住民を主体とする自主防災組織の育成強化を推進し、地域防災力の向上を図ります。

⑤交通安全・防犯体制の充実

交通安全関係団体の育成・強化、交通安全指導などを通じた交通安全意識の向上を図るとともに、交通安全施設の整備などにより、人にやさしい道路環境づくりを進めます。

また、防犯については、防犯灯をはじめとする防犯施設の整備を進めるとともに、地域や関係機関と連携して防犯協力体制の充実・強化に努めます。

⑥公園・緑地の整備

幼児・子どもから高齢者まで多様な人々が日常的に利用し、交流することができるよう、地域のニーズに配慮しながら公園・緑地の整備に努めます。また、緑豊かな住み良い生活環境や地域をつくるため、緑の保全・活用等を行い、住民とともに緑化推進を進めます。

⑦治山・治水対策

山地災害を防止するとともに森林環境を保全するため、砂防事業※、治山事業※、保安林の整備など砂防・治山対策を推進します。また、水害を防止するため、生態系の保全に留意しつつ、1級河川天神川水系の改修促進をはじめとした河川の改修などの治水事業※を推進します。

⑧住宅・住環境の整備

若者の定住促進、高齢者・障害者への対応（バリアフリー化※）など多様化する居住形態や住環境ニーズを踏まえ、低廉で良質な住宅・宅地の供給に努めるとともに、安全で潤いのある住環境整備に努めます。

主要施策	主要事業
自然環境保全対策	環境美化推進事業
	環境 ISO14001 の拡充
ごみ減量化対策	ごみ分別収集の拡充
	ごみ減量化の推進
上水・下水道の整備	上水道整備事業
	簡易水道整備事業
	下水道整備事業
	集落排水施設整備事業
	浄化槽設置推進事業
消防・防災体制の充実	消防施設整備事業
	防災体制の整備
	地域衛星通信ネットワーク整備事業 【県との連携事業】

交通安全・防犯体制の充実	交通安全意識の高揚
	交通安全施設整備事業
	防犯対策事業
公園・緑地の整備	緑を守り育てる事業
	公園整備事業
治山・治水対策	治山・治水事業
住宅・住環境の整備	公営住宅整備事業
	街なみ環境整備事業

(2) 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

①保健・医療の充実

住民がいつまでも健康でいきいきと生活できるよう、健康づくりに取り組むとともに、一貫した保健医療体制の確立を図り、地域との連携のもと、母子保健事業・老人保健事業の推進を図ります。

また、看護師不足の抜本的解消に向け、看護師養成施設を整備し、高度化する医療・介護需要に対応した専門性を持つ看護師の育成を推進します。

②高齢者福祉の充実

福祉、医療、生活環境など各種施策を総合的に推進し、高齢者が住み慣れた地域や家庭で生きがいを持って自立した生活が送れるよう、介護予防策や生活支援策の充実を図るとともに、関係機関との連携や地域での支援体制の整備を図ります。

③児童福祉の充実

各種の保育サービスや子育て支援など、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めるとともに、次代を担う子どもたちが心身ともに健康に育つための施策を推進します。

また、児童虐待の防止に向けて、関係機関、関係団体等と緊密な連携を図り、相談体制を強化します。

④障害者（児）福祉の充実

障害のある人が住みなれた地域で自立して生活できるよう、必要なサービス量を確保し、質の向上を図るとともに、保健・福祉・医療・教育等の関係機関が連携し、生涯を通じた支援体制を整備するとともに、相談体制の充実を図ります。

また、障害のある人が社会経済活動に参画できるよう、雇用の促進、就労の場を確保するとともに、地域のユニバーサルデザイン※化と住民への啓発を行い、ノーマライゼーション※の理念のもと、障害のある人もない人も共に生活できるまちづくりを推進します。

⑤母（父）子福祉の充実

それぞれの家庭の実情に応じたきめ細かな対応が図れるよう、母子自立支援員等による相談体制を充実するとともに、関係機関と連携し、就労に必要な知識・技術の習得への支援のほか、経済的支援や子育てへの支援を行い、ひとり親家庭の自立と生活の安定を図ります。

⑥低所得者福祉の充実

生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、生活扶助、医療扶助などにより、生活困窮者の生活の安定を図ります。また、計画的な訪問活動による相談指導体制の充実を図り自立を促進するとともに、就労可能な人に対しては職業安定所等の関係機関との連携により、経済的な自立を助長します。

⑦地域福祉の充実

地域社会の福祉課題の解決が円滑に行われるよう、その活動の中心的役割を担う拠点施設を整備し、関係団体と連携を図りながら、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

主要施策	主要事業
保健・医療の充実	健康づくり（増進）事業
	病気の早期発見と予防
	医療体制の充実
	母子・老人保健事業
	看護師養成施設整備事業
高齢者福祉の充実	介護予防・生活支援事業
	相談・情報提供体制の整備
	生きがいつくり事業
	介護保険事業の充実
児童福祉の充実	子育て支援事業
	保育サービス事業
	児童虐待防止ネットワークの設置・相談体制の充実
	児童健全育成事業
	児童福祉施設整備事業
障害者（児）福祉の充実	支援費制度によるサービスの充実
	相談・情報提供体制の整備
	早期療育体制の整備
	社会的支援の普及啓発
母（父）子福祉の充実	ひとり親家庭の相談支援事業
低所得者福祉の充実	生活困窮者の相談支援体制の整備
地域福祉の充実	地域福祉活動拠点施設（倉吉市社会福祉協議会新庁舎等）の建設

(3) 地域特性を活かした活力あるまちづくり

①農林水産業の振興

農業は、就農者・後継者・集落営農集団の育成を図り、農用地の利用集積を促進し、低コスト生産と輪作体系の確立による地域特産品の振興を図り、経営安定への支援事業を実施します。

また、安全な食糧の安定供給を目指し、地産地消*の促進を図りながら、農村・農業の持つ多面的機能の活用により住民生活と調和した農業の確立に努めます。

さらに、中山間地域の特色を活かした新規特産品の導入、地域特産物の生産・販売のための事業、グリーンツーリズム*をはじめとした都市との交流の取り組み、農地の有効活用、人材育成等により中山間地域の活性化を図るとともに、営農条件や定住条件などを、総合的に推進します。

林業は、森林の有する水源かん養、土砂崩壊の防止、環境保全等の多面的機能の保全を図るため、計画的な間伐、保育などの施業を進めるとともに、林業労働者の育成・確保、特用林産物の振興に努めます。

水産業は、溪流釣り等観光との連携を図り、イワナ、ヤマメ、ニジマスの養殖等により、内水面漁業の振興を図ります。

②工業の振興

産業構造の高度化・多様化を図るため、地場産業の経営体質の強化、高度化、独自の技術力・製品力等を有する人材や企業の育成・支援を図るとともに、新たな企業の立地を促進します。

そのため、行政や業界団体、事業者等の密接な連携により情報交換・異業種交流、新規事業開拓、共同事業、人材育成等を推進するとともに、経営相談、融資制度等の支援体制を充実・強化します。

また、企業誘致については、誘致活動に積極的に取り組み、新たな企業誘致戦略に基づき工業団地開発等を計画的に進めます。

③商業の振興

鳥取県中部地域の中心地にふさわしい商業機能の充実を図るため、各商業地域の特性を活かした商店街等の活性化対策を実施するとともに、商業活動への新規参入者の支援に努め、魅力と個性ある商業集積を進めます。

また、商工団体の体制を強化し、事業者等への経営指導の充実、人材育成と融資制度の充実などを図ります。

④観光の振興

関金温泉をはじめ、恵まれた自然環境や地域資源を一体的な観光資源としてとらえ、観光資源のネットワーク化を進めるとともに、商業や農業との連携を図りながら、体験型、滞在型の観光地を目指します。また、住民や観光関係団体との連携を深め、交流と触れ合いのある個性的で魅力的な行事やイベントの開催に努めます。

さらに、とっとり梨の花温泉郷をはじめ、岡山県側を含めた周辺観光地との連携による広域的な観光ネットワーク及び広報宣伝の充実を図るとともに、観光客の拡大や受入れ体制づくりに努めます。

⑤雇用対策

勤労者及びすべての住民が安心して、生きがいをもって働き、豊かな生活を送れるよう、関係機関との連携を図りながら、産業振興、経営の安定化、職業能力の開発などを進め、雇用の確保を図るとともに、就業機会の拡充や労働条件の向上を促進し、雇用の安定に努めます。また、雇用情報提供の場を拡充するとともに、失業対策の充実を図ります。

主 要 施 策	主 要 事 業
農林水産業の振興	水田農業の確立
	農地の保全、有効利用
	中山間地域の活性化支援
	地域特産品の振興
	地産地消の推進
	担い手農業者の支援
	農業後継者の育成・確保
	畜産業の振興
	林業就業者、担い手の育成
	林業生産の振興
	国土保全対策事業
	広域基幹林道事業【県との連携事業】

工業の振興	中小企業支援事業
	地場産業の振興
	企業誘致推進事業
	工業団地開発・整備事業
商業の振興	中小企業支援事業【再掲】
	商店街等活性化対策事業
観光の振興	観光資源のネットワーク化
	広域観光の推進
	観光協会との連携
	観光基盤整備事業
	国民宿舎事業
雇用対策	雇用拡大支援事業

(4) 快適な暮らしと交流を支えるまちづくり

①道路の整備

鳥取県中部地域の中核都市としての道路交通の骨格を形成する観点から、山陰自動車道をはじめ広域的な高速道路網の整備を促進し、関西や山陽地方へ連絡する高速道路の形成を目指すとともに、市内を縦断する「地域高規格道路※北条湯原道路」や国、県道等幹線道路網の整備を促進します。また、住民生活における利便性、安全性などの向上を図るため、市道等の新設・改良を計画的に進めるとともに、安全施設の整備や除雪対策等に努め、快適で人に優しい道路空間の整備に努めます。

②交通体系の整備

住民に身近な移動手段としての路線バスの維持・存続を図るため、利用促進に努め、経路やダイヤについての検討を進めます。また、鉄道、航空については、関係団体と連携を図り、利用促進に向けた取り組みを推進します。

③市街地整備

鳥取県中部地域の玄関口としての倉吉駅周辺の整備をはじめとして、町並みの保全・活用、周辺の自然環境と調和した良好な市街地の形成など、景観に配慮しながら計画的に進めます。あわせて、モータリゼーション※の進展に対応した駐車場の整備、歩行者空間等のバリアフリー化をはじめ、住民や観光客等の多様なニーズに対応した都市機能の整備を進めます。

④地域情報化対策

国、県、民間との適切な役割分担のもと、鳥取情報ハイウェイ※を活用し、高度情報通信ネットワークの構築や中山間地における移動通信手段の確保など、地域の情報通信基盤等の整備を図り、情報格差の解消に努めます。また、インターネットを利用した行政手続や情報の提供など、行政の情報化を総合的・計画的に進め、住民サービスの利便性向上を図ります。さらに、こうした情報通信システムの適切かつ安全な利用を促進するため、情報処理能力の向上など人材育成に努めるとともに、情報化により発生する個人情報保護やコンピュータ・セキュリティ※対策に適切に対処し、安全性や信頼性の確保に努めるなど、情報化の環境づくりを推進します。

主 要 施 策	主 要 事 業
道路の整備	市道の整備事業
	国県道の整備事業【国・県連携事業】
交通体系の整備	総合交通対策事業
市街地の整備	倉吉駅周辺整備事業
地域情報化対策	情報通信基盤整備事業
	移動通信用鉄塔施設整備事業
	行政情報システムの構築事業

(5) 豊かな心と文化を育むまちづくり

①学校教育の充実

小・中学校教育については、自ら学び、考える力と豊かな人間性や社会性を育むため、情報教育や環境教育、食の教育、心の教育、国際理解教育をはじめとする教育内容や指導体制の改善・充実を図るとともに、地域社会と連携を図りながら地域を教材とした教育活動などを推進します。また、児童・生徒の学習環境の改善や教職員の指導力向上に向けた研修体制の確立を図ります。

②幼児教育の充実

幼児教育の重要性を踏まえ、幼児一人ひとりが豊かな経験を通して生きる力の基礎を身に付けるよう、教育内容の充実や教育環境の整備を図るとともに、家庭教育の充実、保護者の支援などに努めます。

③生涯学習の推進

幼年期から高齢期までのそれぞれの段階に応じた学習機会と学習情報の提供に努めるとともに、住民主体の活動を支援します。また、生涯学習推進組織の充実を図るとともに、地域をはじめ事業者、団体、学校、関係機関と連携・協力し、多様な生涯学習推進体制の確立に努めます。

④人権教育の推進

住民一人ひとりの正しい理解と認識を深め、あらゆる差別のない人権を尊重する社会を築いていくため、家庭、学校、地域社会、職域など、様々な機会を通して、人権教育・啓発活動を総合的に推進していきます。

⑤文化振興と文化財の保護

市民文化の充実、振興を図り、市民相互の文化交流を進めるため、住民と行政が一体となり、共に参加する文化行事を開催します。また、文化財を取り巻く諸問題を解決し、調査研究体制の充実、保護・保存を進め、啓発・活用の推進に努めるとともに、市内に点在する歴史的建造物・史跡などの文化財を一体的な面的整備を進め、広く歴史的な文化地域として有機的活用を図ります。

⑥スポーツ・レクリエーションの振興

多様化・増大化するスポーツ・レクリエーションのニーズに対応するため、既存のスポーツ施設の機能アップを図るとともに、施設管理運営の効率化やサービス向上に努め、施設の有効活用を図ります。さらに、自然に親しみながら健康づくりや地域連帯意識の醸成等に活用できる野外活動施設の充実を図ります。また、関係団体などとの連携と協力のもと、多様な活動ニーズに応えられる指導者の養成・確保や活動組織の育成・強化に努め、住民の誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しみ、楽しめる生涯スポーツ社会づくりを目指します。

主 要 施 策	主 要 事 業
学校教育の充実	学校施設整備事業
	学力向上推進事業
	特色ある学校づくり
	教職員の資質向上
	生徒指導の充実
	食の教育の充実
幼児教育の充実	保幼小連携事業
生涯学習の推進	公民館活動の振興
	図書館サービスの充実
	情報化社会・生涯の各時期に対応した学習活動
	地域を教材とした体験学習事業
人権教育の推進	人権啓発事業
	同和教育推進事業
文化振興と文化財の保護	文化・芸術活動の推進事業
	史跡環境整備事業
	伝統的建造物群保存事業
	文化財保護事業
スポーツ・レクリエーションの振興	社会体育施設整備事業
	生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

(6) ともにつくる協働と交流のまちづくり

①市民参画・地域活動の推進

行政とともに、市民・NPO・企業も公共政策の担い手として位置付け、各主体の連携と役割分担によって、公共活動の相乗効果を目指すオープンな協働型の政策形成を目指し、アンケート、パブリックコメント※、計画立案への参画などによる市民参画、協働の仕組みの構築に努めます。また、多様化する地域課題の中で地域活動の推進が図られるよう、地域コミュニティ組織の育成充実と活動の支援、活動拠点としての施設の整備活用、活動を通じたコミュニティの醸成などに取り組みます。

②男女共同参画社会の推進

地域・職場・家庭などにおいて、男女がお互いにその人権を尊重しつつ、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、男女のあらゆる課題に対応した取り組みを進めます。

③国内・国際交流の推進

国内交流については、市民や民間組織相互の多様な都市間交流を推進し、地域のもつ個性や独自性を認識し、地域資源を活用したまちづくりに努めます。

国際化社会に対応するため、文化・スポーツ交流など市民レベルの国際交流活動を推進するとともに、交流団体やボランティア団体の育成を促進します。また、在住外国人が安心して生活できるよう、生活関連情報の提供などに努めます。

④行財政運営の効率化

わかりやすく透明性の高い行政運営の実現を目指すため、行政評価システム※の構築等を進めることにより、職員の定員管理の適正化と能力の向上、組織機構と事務事業の見直し等を図り、効率的かつ効果的な行政運営の確立に努めるとともに、周辺自治体との共通した課題を効率的に解決するための広域行政事業への参画を引き続き進めます。さらには、公の施設の指定管理者制度※やPFI※などによる民間の能力、活力の導入等、新たな行財政運営のあり方の検討を進めます。

また、健全な財政運営の確立に向け、事業の緊急性、優先性などに配慮するとともに、経費の徹底した節減合理化を図り、限りある財源の計画的・重点的な配分に努めます。

主 要 施 策	主 要 事 業
市民参画・地域活動の推進	市民参画制度の確立
	地域計画等推進事業
	情報公開制度の充実
男女共同参画社会の推進	男女共同参画社会の推進
国内・国際交流の推進	国内交流事業
	国際交流事業
行財政運営の効率化	行政評価システム構築事業
	健全な財政運営の確立
	事務事業の見直し
	職員の定員管理の適正化
	広域行政事業への参画

V 新市の重点施策

新市において、各種の施策を総合的に推進しますが、その中でも特に地域の課題を解決し、また、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるにあたり、特徴的な課題として、一体的に取り組まなければならない施策を新市の重点施策として位置づけ、積極的な推進を図ります。

●地域特性を活かしたまちづくり

恵まれた自然環境を活かした魅力ある農業の育成、温泉、古い町並み、地域特産物などの地域資源を活かした観光振興をはじめ、地域の活性化につながる仕組みづくりを進めます。また、地域資源の活用を進めるためには、地域住民が主体となった取り組みが必要であり、民間プロジェクトなどと行政との協働により、新市の「まちのブランド化」による地域全体の活性化を目指します。（巻末参照）

主要事業	事業概要
観光資源のネットワーク化	関金温泉や古い町並みを中心とした新たな観光ルートの設定等
広域観光の推進	蒜山エリアとの連携による県境を活かした観光客誘致活動等
地域特産品の振興	既存の特産品の育成・ブランド化、新たな特産品の開発、研究等
倉吉駅周辺整備事業	倉吉駅周辺まちづくり構想の推進
伝統的建造物群保存事業	伝統的建造物群保存地区保存修理・修景事業

●中山間地域の活性化

中山間地域が持つ魅力を活かした活性化対策を進めるとともに、どの地域に住んでいても、いきいきと暮らせるよう各種施策の充実を図ります。

主要事業	事業概要
中山間地域の活性化支援	中山間地域の特色を活かした新規特産品の導入、グリーンツーリズムをはじめとした都市部との交流促進、農地の有効活用等
情報通信基盤整備事業	ケーブルテレビ施設整備事業
移動通信用鉄塔施設整備事業	携帯電話不感地区の解消

●住民との協働によるまちづくり

住民のニーズや提案がまちづくりに活かされるよう、計画段階から市民の声を施策に反映させることができる仕組みを整えるなど、まちづくりへの参画機会の充実を図ります。

主 要 事 業	事 業 概 要
市民参画制度の確立	市民参画条例の制定

Ⅵ 公共的施設の適正配置

旧関金町役場については、新市の庁舎として活用し、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮しながら、電算システムの統合など必要な機能の整備を図ります。また、地域住民が豊かなコミュニティづくりを進めるための活動拠点として活用します。

また、学校給食センターについては、現状のサービスを低下させることがないように、運営方法等を十分検討し、統合するものとします。

なお、その他の公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮し、地域の特性や地域間のバランス、財政事情等を考慮しながら、逐次、統合整備を図っていきます。その検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、現行施設の有効利用、相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

VII 財政計画

財政計画は、平成16年度から平成31年度までとし、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績などにより、普通会計で算定したものです。

【歳入】

1 地方税

地方税については、現行税制度を踏まえ、また平成26年度総務省概算要求の内容を考慮し、算定しています。

2 地方交付税※

普通交付税については、現行の交付税制度を基本に算定しています。

また、平成27年度以降は、合併に伴う特例措置（合併算定替）が段階的に縮小されることから、その影響額を反映しています。

3 国庫支出金・県支出金

普通建設事業に係るものについては、今後事業見込みを考慮し、その他分については、過去の実績等により算定しています。

4 地方債※

現行の地方財政制度を踏まえ、新市建設計画における主要事業の実施に伴う合併特例債、通常債を見込んで算定しています。

【歳 出】

1 人件費

議員定数の減による影響を見込むとともに、その他については、過去の実績と同水準で見込んでいます。なお、平成25年度のみ一般職の給与削減を考慮しています。

2 扶助費*

児童手当を平成25年度当初予算と同水準で見込み、それを除いて毎年の増額を見込んで算定しています。

3 物件費*

平成25年度決算見込額から緊急雇用等臨時的な要素を除いた金額を基本にして見込んでいます。

4 補助費等

広域連合に対するものは、過去の実績等をもとに算定し、企業立地促進補助金については実施予定年度に計上しています。

5 公債費*

既発債と今後事業に伴う地方債の償還予定額を見込んで算定しています。

6 積立金

平成17年度に若者の定住化促進基金を積立っています。

7 普通建設事業費*

新市建設計画の主要事業及びその他の事業を合わせてそれぞれ算定しています。計画されている大規模事業を計上し、毎年度実施される恒常的な事業は、平成25年度と同規模を見込んで算定しています。

【歳入】

(単位:百万円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
地方税	5,808	5,967	5,943	6,327	6,517	6,053	6,061	5,978	5,749	5,574	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600
譲与税・交付金	1,410	1,400	1,547	1,062	1,007	974	980	932	867	854	861	861	861	861	861	861
地方交付税	7,685	7,983	7,835	7,579	7,731	7,938	8,394	7,990	7,877	7,836	7,712	7,750	7,486	7,293	7,161	7,000
普通交付税	6,766	7,072	6,985	6,790	6,922	7,105	7,508	7,112	7,042	7,036	6,982	7,090	6,826	6,633	6,501	6,340
特別交付税	919	911	850	789	809	833	886	878	835	800	730	660	660	660	660	660
国庫支出金	2,278	2,439	2,440	2,499	3,173	3,295	3,668	3,706	3,470	4,163	3,332	3,322	3,261	3,183	3,215	3,232
県支出金	2,059	1,492	1,278	1,333	1,412	1,842	2,222	2,352	2,159	2,141	2,079	1,863	1,867	1,899	1,940	1,961
分担負担金使用手数料	702	690	693	672	670	620	637	613	616	620	617	611	616	621	627	632
繰入金	1,069	44	406	745	626	124	116	226	135	718	1,496	196	234	398	372	469
地方債	2,476	3,653	2,355	1,548	885	1,311	2,340	2,973	3,487	3,016	3,952	1,999	1,655	1,979	1,934	1,851
その他	3,494	3,445	3,568	2,691	2,549	2,823	2,586	2,821	2,653	3,455	2,562	2,563	2,564	2,566	2,565	2,567
歳入合計	26,981	27,113	26,065	24,456	24,570	24,980	27,004	27,591	27,013	28,377	28,211	24,765	24,144	24,400	24,275	24,173

【歳出】

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
人件費	3,915	3,833	3,840	3,973	3,890	3,650	3,390	3,539	3,259	3,328	3,416	3,196	3,288	3,357	3,380	3,357
扶助費	3,550	3,734	3,791	3,915	4,022	4,309	5,017	5,159	5,357	5,588	5,846	5,946	6,046	6,146	6,246	6,346
物件費	2,746	2,232	2,242	2,287	2,430	2,720	2,901	3,004	2,879	2,960	2,785	2,744	2,740	2,798	2,738	2,716
補助費等	2,937	2,774	3,000	3,088	3,511	2,908	2,488	2,120	2,722	3,010	2,928	2,144	2,188	2,118	2,031	2,001
公債費	3,967	3,885	3,871	3,910	3,733	3,676	3,538	3,426	3,057	2,866	2,777	2,844	2,882	2,889	2,918	2,902
投資出資貸付金	2,646	2,321	2,182	1,665	1,453	1,546	1,300	1,349	1,282	1,689	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838
繰出金	2,860	2,928	2,948	2,814	3,141	3,135	3,322	3,472	3,325	3,478	3,592	3,552	3,473	3,374	3,301	3,299
普通建設事業費	3,132	2,472	3,317	2,137	1,471	2,031	3,414	3,831	3,233	4,029	4,785	1,955	1,445	1,637	1,579	1,470
合併特例事業	0	902	2,356	1,331	614	453	1,756	1,841	1,527	290	463	60	60	160	160	101
その他事業分	3,132	1,570	961	806	857	1,578	1,658	1,990	1,706	3,739	4,322	1,895	1,385	1,477	1,419	1,369
積立金	485	1,813	143	172	195	140	593	736	477	1,026	20	322	20	20	20	20
その他	190	238	288	164	149	171	150	348	666	403	224	224	224	223	224	224
歳出合計	26,428	26,230	25,622	24,125	23,995	24,286	26,113	26,984	26,257	28,377	28,211	24,765	24,144	24,400	24,275	24,173

VII 用語解説

用語	説明
あ行	
NPO	営利を目的としない民間組織。(民間非営利組織) 日本では市民活動を行う団体を指す場合が多い。なお、NPO法人とは、NPO法(特定非営利活動促進法)に基づく17分野の非営利活動を行う団体で法人格を与えられたものをいう。
か行	
協働	自己の主体性、自発性のもとに、共通の領域において互いの特性を認識・尊重し合いながら、共通の目的を達成するため、課題解決に向けて協力、協調すること。
行政評価システム	施策や事務事業の目的を明確にし、市民の視点に立った成果目標を数値によって表し、継続的に評価し、改革を検討するという限られた行政資源を有効に活用するためのマネジメント(経営)の仕組み。
グリーンツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
公債費	借入金の元金・利子などの支払いの費用。
コミュニティ	地縁、血縁、文化的背景、価値観などに基づく共同体のこと。そのうち地縁的な要素の大きいものを地域コミュニティという。
コンピュータ・セキュリティ	コンピュータシステムを自然災害や故障、エラー、意図的な犯罪から守ったり、コンピュータシステムのデータが許可なく漏洩されたり、変更されるのを防ぐこと。
さ行	
砂防事業	土石流や崖崩れから地域住民の生命、財産を守るため、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所において、砂防ダムや擁壁などの整備を行う事業。
自主財源	地方公共団体が自主的に収入しうる財源で、地方税などがある。
指定管理者制度	法人その他の団体が、普通地方公共団体の指定を受けて、公の施設の管理を行なうことができる制度。
循環型社会	大量生産・消費・廃棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。
水源かん養	森林の洪水や渇水を緩和する機能、質の良い水を作りだす水質保全機能を総称して水源かん養機能という。

た行	
地域高規格道路	高規格幹線道路（高速自動車道）と一体となって、地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港・港湾等の広域交通拠点との連結等に資する規格の高い道路。
治山事業	荒廃山地などの復旧や森林の維持・造成を通して水資源のかん養と土砂流出の防止を進め、国土の保全及び水資源の確保を図ることを目的に行う公共事業（国・都道府県が施行）。
地産地消	地域で生産されたものを、地域で消費すること。
治水事業	洪水による災害を防止するため、国又は県、市町村が行う事業。
鳥取情報ハイウェイ整備事業	鳥取県が平成12年度から平成15年度にかけて県内一円に光ファイバー網を整備するもので、これにより県内の民間通信事業者の光ファイバー網整備の遅れや県内山間地域等と都市部との情報格差拡大の問題に対し、積極的に解決しようとするもの。
地方交付税	地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスが提供できるよう財源を保障するため国から交付される税。
地方債	地方公共団体が事業の財源を調達するために、借入れる長期的な借入金。
な行	
ノーマライゼーション	高齢者や障害者などハンディキャップを持っていても、社会の中で他の人々と同じように生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという考え方。
は行	
パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く意見や情報を募り、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。
バリアフリー化	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障害者の利用にも配慮した設計のこと。
P F I	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。
扶助費	児童福祉費、生活保護費など、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、心身障害者を援助するために支出される経費。
普通建設事業費	道路、橋梁、公園、学校等の社会資本の整備に要する費用。
物件費	委託料、賃金、旅費、役務費など消費的性質の経費の総称。
ま行	
モータリゼーション	日常生活での自動車の一般化。
や行	
ユニバーサルデザイン	できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること。

新市の「ブランド化」を目指して（新市建設計画策定アドバイザーからの提言）

新市の将来像を具体化する一つの方向性として、次のプロジェクトを民間と行政等の協働により進めます。

仮称【地産地消・医食住同源のスロータウン（養生の郷）づくり】

豊かな自然に囲まれ、様々なおいしい農林水産物の生産基盤が整い、そして、大山山麓からの天然の湧き水や還元水、酒、醤油醸造等の伝統的な地場産業、そば、わさび、山菜、川魚などを食材とした郷土料理、さらに「放射線ホルミシス効果」を持つ湯治の里「関金温泉」、美しい白壁土蔵群など昔ながらのたたずまいを残し、「遙かなまち」という癒しのイメージをもつ町並みなど・・・。

新市が既に持っているこれらの豊富な地域資源を活かし、「医食同源」の考え方に、「健康なくらし」という方向性を加え、「地産地消」もあわせて推し進める「医・食・住同源」の模範的なスロータウン（養生の郷）として「ブランド化」し、キラリと光る新中核都市を目指します。

なお、このプロジェクトには、地域住民が主体となった取り組みが必要であり、各分野の専門家の指導の下、民間主導により次のようなテーマごとの推進組織が設置され、これと行政とが「パートナーシップの醸成（協働による地域循環型社会の形成等）」を共通目標として掲げ、プロジェクトを推進していくことを目指します。

- スローフード（伝統的食文化の育成・発掘等）
 - スローマネー（地域通貨等、地域単位の経済システム）
 - 代替医療（湯治、薬膳料理等）
 - エコツーリズム（地域産業振興型観光ビジネス等）
 - 人と環境にやさしい風土づくり（生活文化創造型産業の育成等）
- など

そして、NPO法人化されたこれらの推進組織と行政との継続的な「協働」や、プロジェクト具体化のノウハウを持つ民間組織、企業等との協調関係により、具体的な取り組みを行います。

また、本格的な「スロータウン」づくりを地域住民と行政等が一体となって進める先進的なまちとして、マスメディアを通じ、日本全国はもとより世界に向けアピールしていきます。

そして、これらに関わる農林水産業、健康食品産業、観光産業、流通産業、医療・福祉・教育分野などの「新たな地元産業の創成及び誘致」による「産業の活性化／競争力の向上」～「地域全体の活性化」という活力の循環を導き出します。

放射線ホルミシス効果：今まで危険とされてきた放射線も微量であれば免疫機能の向上、身体の活性化、病気治療、疾病防止等、人体に良い影響を与えること。

医食同源：病気を治すのも食事をするのも生命を養い健康を保つため、その本質は同じことだということ。

スロータウン：効率、利便性を重視し、新しいものを追求する「スピード社会」だけでなく、時間をかけて物事を深く追求し、地域資源の保存・再生に重点を置く「スロー社会」の発想にたって、まちづくりを進める自治体のこと。